

入札等監視委員会の議事概要の公表について

北九州市入札等監視委員会の平成28年度第1回定例会議を次のとおり開催したので、別添のとおりその議事概要を公表する。

記

開催日時 平成28年5月20日（金）14：00～16：00

会 場 北九州市庁舎15階 15C会議室

平成28年度 第1回 北九州市入札等監視委員会 議事概要

1 会議名

平成28年度 第1回 北九州市入札等監視委員会

2 開催日時・会場

開催日時 平成28年5月20日（金）14:00～16:00

会場 北九州市庁舎15階 15C会議室

3 出席委員（五十音順）

今泉 恵子、上地 和久、菊池 裕子、中尾 美佐、松田 亨

4 議事

（1）平成27年度第4四半期の工事契約状況等の報告

ア 次の事項について報告した。

- ・工事契約件数及び契約金額について
- ・建設工事等有資格業者に係る指名停止及び資格取消について

イ 報告における質疑等

（問）今回、福岡県が営業停止処分を行ったことを受けて指名停止を行ったとの報告があったが、県の処分期間が12月29日から1月11日までで、実質は効果がないと思えるが、市はこれでも指名停止するのか。

（答）県で営業停止処分が出たら、本市でも自動的に指名停止処分している。また、県の処分期間については、おそらく県の規定で、処分の始期を決裁等を基準として定めているものと思われる。

（問）指名停止期間満了後3年を経過するまでの間に、前回と同じ措置要件に該当したため指名停止期間が2倍になったという報告があったが、全ての措置要件で加重があるのか。

（答）全ての条件というわけではないが、贈賄の場合2倍となる。

（問）指名停止期間中の当該業者への影響はどのようなものか。

（答）指名競争入札の場合、市は当該業者を指名できず、一般競争入札の場合、当該業者は競争参加資格確認申請書を提出することができない。つまり、市と契約できないということである。

（2）平成27年度第4四半期の工事契約抽出案件の審議

ア 抽出方法について

審議する案件は、平成27年度第4四半期に契約をした工事の中から、今泉委員が10件（契約室契約分8件、東部整備事務所契約分2件）を抽出した。

イ 審議における質疑等

(問) 同じ時期に同じ道路の改良工事の一般競争入札が2件あがっているが、まとめて発注できたのではないか。

(答) 本件は国の補助事業であり、国から補助の内示が出てからでないとは動けない。

片方は公告時期は10月だったが議会案件だったため、契約が3月11日になり、もう片方は追加内示が出て2月に公告し、契約が3月31日となったものである。

(問) 総合評価に参加している業者が、過去に工事を完成しなかったり、法令違反をしたことがあった場合、評価の項目でどう反映されるのか。

(答) 具体的には、手抜工事は評価項目中「過去の工事成績」に反映する。贈賄は指名停止処分を受けるので、それは減点項目に該当する。

(問) 一般競争で参加業者が1社しかないが、どのような理由が考えられるか。

(答) 本件工事は空調等管工事である。

理由ははっきりとはわからないが、①業者に手持工事があり参加できなかった。②本件建物では、形状変更を伴う工事の場合には建設時の設計事務所に事前に了解をとることが求められるという特殊事情が業者側も認識しており、敬遠された。のではないかと考える。

なお、今回の参加業者は建築時に担当した管工事業者である。

(問) 防潮水門開度計の取替工事で、落札率が約98%と非常に高いのはなぜか。

(答) 工事費の大部分が開度計の購入費で、開度計自体も既製品ではなくメーカー発注品であるため、業者が応札額を下げる余地がなかったためである。

(問) 迂回路設置工事（鋼構造物工事）が分割されているが、工事の全体像とこの工事自体の具体的内容がわからないが。

(答) 本工事は橋梁の架け替え工事である。

橋梁の架け替えに伴い、既設橋を撤去することとなるが、バス路線として利用されており、全面通行止めができないため、まず本件入札で迂回路（仮橋）の設置工事を行う。以後、既設橋の撤去→新橋の建設→迂回路（仮橋）の撤去の順で工事が行われる。

(問) 入札結果を見ると16社中12社が辞退とあるが、あまり人気がなかったということか？

(答) 手間がかかるため、最初から辞退したと思われる。

迂回路（仮橋）を鋼構造物で製作する必要があるが、自社での製作可能の場合に対応可能だが、他社に製作発注する場合はその分経費がかかるので辞退が増えたと思われる。

(問) 昇降機設置工書の落札率が100%となっているが、その理由はなにか。

(答) 本件は昇降機1基のみの設置であり、加えて利用者がある中での工事であり、過去2回不調になり、今回3回目の入札であった。しかし人気がないことには変わりなく、9社中7社が辞退して、残り2社ともに予定価格での応札だった。

(問) 不人気のため予定価格をあげるといえることはできないか。

(答) 設計基準に基づいて積算しているので、できない。

(問) それでは予定価格は過去2回と同じということか。

(答) 設計時の時点修正はあるが、ほぼ同じである。

(問) 指名競争入札による造園工事で、予定価格はともに600万円前後であるが落札率に17%の差があるがなぜか。

(答) 通常は最低制限価格を設定するが、既製品の組立、備え付け工事が直接工事費の80%以上となる場合は最低制限価格を設けないこととしている。今回、それぞれ既製品の組立、備え付け工事があったが、一方は直接工事費の80%未満であり、他方は80%以上だった。そのため、最低制限価格の設定の有無で違いが出て、結果、最低制限価格未設定の案件で落札率が低くなったものである。

(提案)

今回、建物の改修工事において、建設時の設計事務所に事前に改修内容につき了解をとることが求められるという特殊事情を持つ建築物があるという話があった。

このことは、結果、業者の敬遠、落札率の上昇につながるものである。

建築時にデザインを重視することを否定するものではないが、他方、何十年も使用していくものであるので、ランニングコスト、メンテナンス、機能性の点とのバランスをとる必要はあると思う。

入札コンペの際に何らかの対策がとればよいと思う。

- ※ 1 次回の工書の抽出は、上地委員が担当することとなった。
- 2 次回の委員会は、平成28年8月18日(木)に開催することとなった。